官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○対象債権者集会決議関連事件に関する手続等に関する規則（最高裁一二）　一
〔その他告示〕
○令和六年総務省告示第二百七十一号の一部を訂正する件（総務三五五）　三
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（同三五六）　六
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件（農林水産・経済産業・環境三）　一〇
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（同四）　一〇
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一六六、一一六七）　一一
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　一二
諸事項　一三
特殊法人等
令和七事業年度独立行政法人高速道路保有・債務返済機構の財務諸表、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士証票無効・登録抹消関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

最高裁規則

○最高裁判所規則第十二号

対象債権者集会決議関連事件に関する手続等に関する規則を次のように定める。

令和八年九月二十五日

最高裁判所

対象債権者集会決議関連事件に関する手続等に関する規則

（強制執行等の中止命令等の申立書の記載事項等）

第一条　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号。以下「法」という。）第七条第一項若しくは第三項又は第八条第一項の申立てに係る申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由付ける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。

一　当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二　指定確認調査機関の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地

2　前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　代理人（前項第一号の法定代理人を除く。）の氏名及び住所

二　申立てを理由付ける具体的な事実ごとの証拠

三　事件の表示

四　附属書類の表示

五　年月日

六　裁判所の表示

七　当事者又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下同じ。）

八　指定確認調査機関の郵便番号及び電話番号

3　第一項の申立書には、次の各号に掲げる申立ての区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第七条第一項又は第八条第一項の申立て　申立書の写し及び確認事業者が法第三条第一項の確認を受けたことを証する書面

二　法第七条第三項の申立て　確認事業者が法第三条第一項の確認を受けたことを証する書面

4　確認事業者の財産に属する権利で登記又は登録がされたものに関し前項各号に掲げる申立てをするときは、申立書には、当該権利についての登記事項証明書又は登録原簿に記載されている事項を証明した書面を添付するものとする。

（申立人に対する資料の提出の求め）

第二条　裁判所は、前条第三項各号に掲げる申立てをした者に対し、当該申立てに係る申立書及び当該申立書に添付すべき書類のほか、申立てを理由付ける事実に関する資料その他同項各号に掲げる申立てに係る非訟事件の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

（指定確認調査機関の通知の方式）

第三条　法第五条第三項の規定による通知は、書面でしなければならない。

（権利変更決議の認可の申立書の記載事項等）

第四条　法第二十六条第一項の申立てに係る申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由付ける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。

一　申立人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二　対象債権者の氏名又は名称及び住所並びにその法定代理人の氏名及び住所

三　指定確認調査機関の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地

2　前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　代理人（前項第一号及び第二号の法定代理人を除く。）の氏名及び住所

二　申立てを理由付ける具体的な事実ごとの証拠